

危険物等確認試験受託に係る業務規程

平成2年4月1日

最終改正 平成11年10月19日危保規程第26号

1 目的

本業務規程は、危険物等確認試験受託に係る業務手続き等を定め、もって、危険物等確認試験の合理化に寄与することを目的とする。

2 用語の意味

この業務規程に用いる用語の意味は、次による。

(1) 危険物等

消防法別表の品名欄に掲げる物品及び危険物の規制に関する政令別表第4の可燃性液体類及び可燃性固体類をいう。

(2) 危険物等確認試験委託申請書

危険物等の規制に関する政令等で定められている試験方法に従って、物品が危険物に該当するか否か等を確認するために行う試験を危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に委託するための申請書（以下「申請書」という。）をいう。

(3) 確認試験結果報告書

平成5年3月24日付消防危第21号通知に示された確認試験結果報告書（以下「報告書」という。）をいう。

(4) 確認試験結果書

協会が申請者に対し、試験結果を報告するための文書（以下「結果書」という。）をいう。

(5) 危険物データベース登録確認書

協会で別に定める「危険物データベース登録確認書の交付に係る業務規程」により交付される危険物データベース登録確認書（以下「確認書」という。）をいう。

3 試験申請手続き等

試験申請手続きは、次のとおりとする。

(1) 申請をしようとする者は、事前に試験可能か否かの調整を受けるものとする。

(2) (1)により調整された後、申請者は、別記様式1、別記様式1-2に定める申請書に必要事項を記載し、別表に定める手数料を振込み、協会に申請するものとする。

(3) 協会は、申請者からの提出された申請書の記載事項を確認した後、申請者に試験試料を送付する場所又は持込む場所を指示するものとする。

(4) 協会から試料の送付指示又は持込み指示を受けた後、申請者は別表に定める量の試験試料を送付又は持込むものとする。

なお、持込みに関する安全責任は申請者にあるものとする。

(5) 協会は試験終了後、申請者に結果書を送付するものとする。

また、危険物データベースに登録を希望する場合には、申請者から提出された報告書により危険物データベースの登録申請を行い、登録された後申請者に確認書を1部交付する。

(6) 試験後に未使用試験試料が生じた場合には、申請者に返却することとし、この場合も、申請者が引き取りを行うものとする。

なお、引き取りに関する安全責任は申請者にあるものとする。

4 手数料

(1) 手数料の額は、別表の試験項目に応じて定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。

(2) 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

(3) 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

5 損害の発生により生じた経費の負担

試験の実施にあたり、申請書の不備、誤った開示情報、虚偽の申請等申請者の責により発生した損害に係る経費については、別途申し受ける。

6 受託の拒否等

下記事項に該当する場合は、受託を拒否又は試験を中止することがある。

(1) 成分、組成又は用途がまったく不明の物品

(2) 人体に著しく危害を及ぼす可能性のある物品

(3) 著しい経年変化の認められる物品若しくは著しい経年変化の予想される物品

(4) 保管若しくは貯蔵中に燃焼、破裂又は、毒性ガスの発生などが認められた場合

(5) 物性に対応した適切な容器に収納されていない物品

(6) その他、物品の性状等により不相当と認められるもの

附 則

この業務は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日危保規程第12号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月13日危保規程第17号）

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第26号）

この規程は、平成11年10月19日から施行する。

別表

試験項目と手数料（消費税を含まない）及び持込み試料量

類	試験項目名	手数料	試料量
第 1 類	燃焼試験	78,000円	400g
	落球式打撃感度試験	75,000円	10g
	大量燃焼試験	78,000円	5,000g
	鉄管試験	111,000円	2,500ml
	粉粒状確認試験	25,000円	400g
第 2 類 可燃性固体 類を含む	小ガス炎着火試験	26,000円	50ml
	粒度確認試験	25,000円	200ml
	引火点測定試験	39,000円	200g
	燃焼熱量測定試験	56,900円	20g
	融点測定試験	25,000円	100g
第 3 類	自然発火性試験	43,000円	50g
	水との反応性試験	81,000円	50g
第 4 類 可燃性液体 類を含む	引火点測定試験	39,000円	500ml
	動粘度測定試験	25,000円	300ml
	液状確認試験	25,000円	100ml
	燃焼点測定試験	39,000円	600ml
	沸点測定試験	20,000円	200ml
	発火点測定試験	32,000円	100ml
	可燃性液体量確認試験	84,000円	300ml
第 5 類	熱分析試験	144,000円	5g
	圧力容器試験	116,000円	150g
第 6 類	燃焼試験	78,000円	400g

上記試料量は、一試料当たりの量を示す。

別記様式 1

平成 年 月 日

危険物保安技術協会 殿

申請者所在地

〒

T E L

F A X

申請者名

印

担当者名

危険物等確認試験委託申請書

次に掲げる物品の試験を委託申請します。

1	試験物品名	
2	試験項目	
3	試験試料の性状等	別記様式 1 - 2 による
4	危険物等データベース への登録希望 及び第 3 者に対する登 録確認書の交付の可否	登録希望 (希望する 希望しない) 第 3 者に対する登録確認書の交付 (可 否)
5	備考	
	受付年月日	
	受付番号	

注 1) 様式のサイズは A 4 とすること。

注 2) 印の欄は記入しないこと。

別記様式 1 - 2

1 試験物品名等	(1)試験物品名 []		
	(2)CAS.NO		(3)用途
2 成分・組成等	構造式、純度、添加剤、不純物等（全成分及び含有率、量）		
3 試験試料の性状等			
(1) 状 態	液 状・成 型・粉 粒・その他 ()		
(2) 物 性 値			引用文献等
ア 分 子 量			
イ 融 点			
ウ 沸 点			
エ 蒸気密度(空気=1)			
オ 蒸気圧(at20)		kPa	
カ 燃 焼 熱		kJ/g	
キ 対水溶解度(at20)		g/100g	
ク 発 火 点			
ケ 引 火 点			
(3)毒性の有無			
ア 許容濃度	ppm	mg/m ³	
イ 経口毒性			
ウ 経皮毒性			
エ 吸入毒性			
オ 皮膚刺激性			
カ 眼刺激性			

	(4)発火・爆発性	
	(5)反応危険性	
	(6)腐食性	
	(7)廃棄方法	
4	人体付着時の措置	
5	漏洩時の措置	
6	消火方法	
7	保管・運搬時の注意	
8	その他の注意事項	

様式のサイズはA4とすること。

別記様式記載要領

別記様式の記載要領は、次に示すとおりとする。なお、不明の場合は空白とし、該当事項が無い場合には「 - 」を記載すること。また、記載欄が不足する場合には、別紙を添付してもよい。

1 別記様式 1

- (1) 申請者所在地
申請しようとする者の所在地を記すこと。
- (2) 申請者名
申請しようとする者の名称を記すこと。
なお、確認書の交付を希望する場合には、該当名称が登録申請者として用いられることとなる。
- (3) 担当者名
担当者名の氏名を記すこと。
- (4) 試験物品名
試験を受けようとする物品の名称又は商品名を記すこと。
なお、危険物データベースへの登録を希望する場合には、該当名称が登録物質名として用いられることとなる。
- (5) 試験項目
委託しようとする試験項目を記載すること。（試験項目は別表参照）
- (6) 試験試料の性状等
別記様式 1 - 2 による。
- (7) 危険物データベースへの登録希望及び第三者に対する登録確認書の交付の可否
危険物データベースへの登録を希望する場合には「希望する」に 印をすること。第三者に対しても交付してよい場合には「可」に 印をすること。
- (8) 備考
備考欄にはなにも記載しないこと。

2 別記様式 1 - 2

- (1) 試験物品名等
 - ア 試験物品
1 (4) と同。
 - イ CAS . NO
CAS . NO (Chemical Abstracts Service Registry Number の略で、アメリカの CAS Chemistry System に登録されている番号) が分かっている場合にはその番号を記載すること。
 - ウ 用途
主な用途を記載すること。
- (2) 成分・組成等
構造式、純度、添加物及び不純物等の全成分の名称及びそれらの含有率、量を記載すること。
- (3) 試験試料の性状等
 - ア 状態

試験試料の性状で該当するものに 印をすること。その他のものにあつては括弧 () 内に記載すること。

イ 物性値

それぞれの物性値を記載すること。なお、文献等を引用している場合にはその文献名を記載すること。

- (ア) 分子量：分子量を記載すること。
- (イ) 融点：融点を記載すること。
- (ウ) 沸点：沸点を記載すること。
- (エ) 蒸気密度：空気を 1 とした場合の蒸気密度を記載すること。
- (オ) 蒸気圧：20 における蒸気圧を記載すること。
- (カ) 燃焼熱：1g 当たりの燃焼熱を記載すること。
- (キ) 対水溶解度：水 100 g (20) に対する溶解度を記載すること。
- (ク) 発火点：発火点を記載すること。
- (ケ) 引火点：引火点を記載すること。

ウ 毒性の有無

それぞれの毒性値等を記載すること。なお、文献等を引用している場合にはその文献名を記載すること。

- (ア) 許容濃度：許容濃度値を記載すること。
- (イ) 経口毒性：経口毒性値 (LD₅₀) を記載すること。
- (ウ) 経皮毒性：経皮毒性値を記載すること。
- (エ) 吸入毒性：吸入毒性値を記載すること。
- (オ) 皮膚刺激性：皮膚にふれた場合の刺激性を記載すること。
- (カ) 眼刺激性：眼の中に入った場合の症状を記載すること。

エ 発火・爆発性

発火・爆発性がある場合にはその旨を記載すること。

オ 反応危険性

反応危険性がある場合にはその旨を記載すること。

カ 腐食性

腐食性がある場合にはその旨を記載すること。

キ 廃棄方法

試験後に生じた残物を破棄する場合に、適切な破棄方法があればその詳細を記載すること。

(4) 人体付着時の措置

人体に付着した場合の措置方法及び処理剤等を記載すること。

(5) 漏洩時の措置

漏洩した場合の措置方法及び処理剤等を記載すること。

(6) 消火方法

火災となった場合の消火方法や適切な消火剤及び処理剤を記載すること。

(7) 保管・運搬時の注意

保管・運搬中に注意しなくてはならないことがあれば記載すること。

(8) その他の注意事項

上記記載事項以外に注意しておかなくてはならないことがあれば記載すること。

危険物等確認試験受託業務の流れ
危険物保安技術協会 (KHK)

確認試験を委託しようとする者

総務省消防庁

